

平成 28 年 (ワ) 第 12785 号 第 17680 号 第 28219 号 平成 29 年 (ワ) 第 32358 号
損害賠償等請求事件

原 告 部落解放同盟 外 247 名

被告ら 示現舎合同会社 外 2 名

2020年4月8日

準備書面 18

(被告ら準備書面 (9) ないし (11) に対する反論)

東京地方裁判所 民事13部合B係 御中

原告ら代理人弁護士 河村 健夫

同 山本 志都

同 指宿 昭一

同 中井 雅人



原告らは、本準備書面で、被告ら準備書面 (9) ないし (11) に対して、必要な限度で反論する。

目次

第1 被告ら準備書面（9）に対する反論	4
1 「第1 阿久澤麻里子（甲127）の意見書に対する反論」について.....	4
(1) 阿久澤第1意見書について	4
ア 教育・啓発の視点から見た問題点	5
イ 現代社会における「地名拡散」の差別性.....	7
ウ 被告らの行為による被害の甚大さ	9
(2) 被告ら準備書面（9）での的はずれな批判と阿久澤第2意見書	10
ア 総論～1について	10
イ 部落差別の源泉に関する主張～3（1）及び（2）について.....	11
ウ 差別する側の心理の変化に関する主張～3（3）について	15
エ 戸籍によって行われる差別に関する主張～（4）及び（5）について.....	18
オ 阿久澤教授の専門性に関する主張～2について	19
2 「第7 原告らの陳述書について」について	20
3 「第8 求訟明」について	20
第2 被告ら準備書面（10）に対する反論.....	20
1 「第1 原告準備書面14に対する反論」について	20
(1) 1について	20
(2) 2について	20
(3) 3について	22
2 「第2 請求の趣旨拡張申立書に対する反論」	22
(1) 被告らの「否認」との主張が失当であること	23
(2) 不法行為の成立に関する被告らの主張が誤っていること	24
第3 被告ら準備書面（11）に対する反論.....	26

1 「第1 被告準備書面（9）の訂正」について.....	26
(1) 第1・1 (3) について	26
(2) 第1・1 (4) について	27
(3) 第1・2 (1) について	27
2 「第2 原告準備書面（15）に対する反論」について.....	27
(1) 社会的身分に関する情報は機微情報である	27
ア (1) について.....	27
イ (2) について.....	28
ウ (3) について.....	28
(2) 本件は「自己情報コントロール権」そのものの問題である	29
ア (1) について.....	29
イ (2) について.....	29
ウ (3) について.....	31
(3) 原告らはアウティングにより損害を被っている	33
ア (1) について.....	33
イ (2) について.....	33
ウ (3) について.....	33
エ (4) について.....	33
(4) 部落の地名は個人のプライバシー権と密接に関わる	34

第1 被告ら準備書面（9）に対する反論

被告準備書面（9）第3ないし第6に対しても、すでに原告ら準備書面16において、認否・反論を行っている。それ以外の点について補足する。

1 「第1 阿久澤麻里子（甲127）の意見書に対する反論」について

被告らは、大阪市立大学人権問題研究センター・都市経営研究科阿久澤麻里子教授（以下「阿久澤教授」という。）の2018年5月10日付意見書（甲127・以下「阿久澤第1意見書」という。）に対して、内容を理解せずあるいは曲解して、「明白な誤り」なるものを指摘する。これに対して、阿久澤教授は2020年2月25日付意見書2（甲360・以下「阿久澤第2意見書」という。）を作成・提出した。以下、これら意見書の趣旨について整理し、被告らの主張に反論する。

（1）阿久澤第1意見書について

阿久澤第1意見書（甲127）では、「情報化の進展」（部落差別解消法第1条）によって生まれた「差別を扇動する言説や、差別を助長・誘発するような情報が、それらを拡散しようという意図を持つ者のクリック（タップ）一つで、一瞬のうちに不特定多数の目にさらされてしまう状況」の下で、被告らがインターネット空間で「部落の地名リスト」（「全國部落調査」の画像データや、その内容をテキスト化し、現在の部落の所在地と照合して更新したダイレクトリ等）を公開したことについて、「差別を助長・誘発する情報が、巡回性や永続性を持ってネット空間で増殖し続ける状況を作り出したことは極めて悪質である。また、情報の発信にWikiというソーシャルメディアを使い、「部落の地名」リストを精緻化させるような書き込みを誰でもが行える状況をあえてつくり、匿名での編集を呼びかけたことは、差別行為への加担をあおる行為である」と指摘し（1頁）、人びとがネット空間におけるそのような差別的言説に接触することで、「これま

で先人達が心血を注いできた教育・啓発の長年の成果をも侵食していくことが危惧される。またその影響は、日常生活においてインターネットとの接触が多い、若い世代にとって、より深刻なものとなる」（2頁）という認識から、第1に実際の事例に基づき教育・啓発の視点からみた問題点について、第2に地名の拡散がなぜ問題になるのかについて、阿久澤教授が学識に基づいて意見をまとめたものである。

ア 教育・啓発の視点から見た問題点

（ア） インターネット上での検索容易性

阿久澤教授は、部落問題入門の授業でのレポート（「身近な人の部落問題についての考えを聞く」ことをテーマとするもの）で、近時インターネットの影響が特徴的に現れるようになり、2015年・2016年の2年間分ではその約5%にインターネットで「部落の所在を調べた」経験やネット上の「部落の地名」リストを参考資料にしたと明示されているものは5%に及んだ。「部落地名総鑑のデータ」や「全国部落調査」を上げている者も多数存在する。その上で、自分の生活圏や友人の居住地などを調べている。被告らのウェブサイトへの本件記事掲載によって「部落の所在地情報に誰もが容易にアクセスすることができる状況に置いたことは、部落がどこか、誰が出身者かということを安直に調べ、判定する道具をばらまいたことに他ならないのである」（7頁）。

（イ） ネット情報による差別拡散の危険性

1969年に施行された「同和地区特別事業特別措置法」など一連の特別法の下で継続されてきた同和対策事業が2002年3月に終了することになったことと機を一にして、部落問題に関する教育・啓発活動は縮小された。特に義務教育における部落問題に特化した学習は激減し、2002年に15歳未満であった20歳代以下は部落問題に関する学習機会をあまり有してい

ない（9頁）。

被告らの行為は、「部落地名総監事件によって、私たちの社会が築き上げた合意事項一『部落の所在を特定しようとする行為は、差別・排除につながる不適切な行為』だという社会的合意」と、その合意の上に行われてきた教育・啓発等の取組み、およびその成果を踏みにじるものであると同時に、ここに示したとおり、法期限後に部落問題学習の機会が激減した若者世代の、知識不足や『無自覚』に便乗し、差別を拡散する危険性が極めて高い行為」（10頁）といえる。

（ウ）各種意識調査の分析

2017年10月に実施された内閣府調査からは、若い年代層では、学校で教えられて知るか、全く知らないかの2つに分かれることが分かる（10・20歳代では知らないと答えたものが3割）（10～11頁）。2015年6月に実施された近畿大学学生人権意識調査でも、同様の傾向がみてとれる（12～14頁）。2016年11月に実施された姫路市市民意識調査では、同和地区出身の友人・知人がいるかという質問に、30歳代以下の世代は7割が「いない、またはわからない」と答えており、部落や部落住民との関わりが極めて薄いことが分かった（15～16頁）。

阿久澤教授は、「『同和教育』が大切にしてきたのは、人と人が出会い、共感し、つながり、共に学びながら差別に抗するコミュニティとして成長することである。そこでいうところの『現実（リアリティ）』とは、出会い・共感・つながりの実感であって、『地名』が明らかになるだけで感じる『現実味』とは、質的に異なる」と従前の教育・啓発活動によって培われてきたものの大さに触れながら（17頁）、そのような教育を受ける機会がなかった若い世代が部落問題に抽象的イメージしか持っていないことの危険性について、「抽象的イメージは外部からの情報によって、いかようにも変容しやすい。ネッ

ト上の『部落の地名』と差別的な情報が、こうした意識の空白に入り込むことになる」と指摘する（18頁）。

イ 現代社会における「地名拡散」の差別性

（ア）部落出身者を判定しようとする者の心理の変化

阿久澤教授は、「部落差別は封建時代の身分制度に由来する差別であり、封建時代においては人(身分)=職能=土地（居住地）は一致していた。それゆえ、被差別身分にあった人びとに対する忌避意識は、その職能と、コミュニティに対しても向けられた。だが、近代化・都市化によって人の移動が進み、部落出身者かどうかを『系譜的』に（被差別身分であった先祖との血縁関係によって）判定できなくなると、相手が部落出身者かどうかを『属地的』に（居住地・本籍地・出生地等が部落の所在地と重なるかによって）識別しようとする心理が強まることとなった」（4頁）という、差別する側の心理の変化について、壬申戸籍の公開禁止（1968年）、戸籍の閲覧制限（1974年）、『部落地名総鑑』事件（1975年）、戸籍法改正による閲覧制度の廃止（1976年）という事象と関連づけて、具体的に系譜による判定が難しくなった経過について整理した（19～20頁）。

そして、「現代の部落差別は、『部落の地名』と人の住所・本籍地・出生地が一致するかどうかという、属地的な手がかりに大きく依存して行われており、宮部らが行った、『部落の地名』を網羅的・一覧的にネットにアップする行為は、その情報をばらまき、安易な身元調査や『出身者さがし』を助長・誘発する行為にほかならない。また、『部落の地名』リストはネットで簡単にみることができるので、身元調査を行ったことは表面化すらしない。宮部らの行為は、身元調査が隠れたところで、ひっそり行われてしまう事態を招いているのである」と、被告らの行為の危険性について警鐘を鳴らす（21頁）。被告らの行為は、「誰でも・いつでも・どこでも」被差別部落に対する差別行

為の典型である身元調査が行われてしまう事態を生み出しているのである。

(イ) 堺市の意識調査結果

阿久澤教授は、2015年11月から12月にかけて実施された堺市の人権意識調査の結果を紹介する。同調査は、「部落差別があると思うか」(認識)と「自身に忌避意識があるか、差別的態度をとるか」(意識・態度)を区別し別の質問としてたてているところに特徴がある。同調査では、結婚差別については「ある」とする者が45%、引っ越しや住宅の購入に関する差別については「ある」とする者が28%である(22頁)。一方で、自分の子どもの結婚に際してどのような対応をするのかについては、「頭からとんでもないと反対」4%、「迷いながらも結局は反対」16%、「迷いながらも結局は賛成」27%、「ためらうことなく賛成」13%という結果であり、結果的に「反対」は20%、「賛成」は40%となり、賛成が反対の2倍となる(22~23頁)。住宅を選ぶ際に同和地区や小中学校区に同和地区がある物件をどのようにするかについては、「避ける」30%、「地区は避けるが校区は避けない」13%、「こだわらない」22%と言う結果であり、「避ける」が「こだわらない」より圧倒的に多い(23~24%)。これは、「人」を忌避するより「土地」を忌避する意識がより強く現れていることを示す結果といえる(24頁)。

又、同調査で「認識」と「意識・態度」の関係についてみると、結婚については、差別が「ある」と認識していても結婚に賛成する者が38%で反対する者31%を上回っている。しかし、土地に関しては、認識のいかんにかかわらず「避ける」が5割前後となっているのである(25~26頁)。

(ウ) 土地を忌避する意識の醸成

上記調査で、土地を忌避する理由をさらに質問したところ、「こわいイメージがあるから」38%、「周りの人から避けた方がよいと言われるから」3

2%、「自分も同和地区出身者だと思われるから」25%という結果となった。

阿久澤教授は、これを「『こわい』は偏見の表出、『周りから避けた方がよいといわれる』から避けるというのは、世間同調的な態度を示す。そして『自分も同和地区出身者と思われるから』という理由は、奥田のいう『みなされる差別』の回避である。つまり、部落出身者を属地的基準で識別しようとする現代社会では、『部落の土地に住めば、自分も部落出身者とみなされ、それが自分の子や孫にまで及ぶかもしれない』という不安から、部落の土地を忌避する意識が生じるのである」(27頁)。また、土地の資産価値が低いという回答もかなり存在した。

「みなされる差別」を回避する心情、土地の資産価値についての考慮というのは、「現代社会特有の忌避意識」であるが、部落の地名リストはこうした意識を有する者に利用されるであろう(28頁)。阿久澤教授は、「『部落の地名』リストの拡散は、まさに『土地』をメルクマールに部落出身者を特定したり、忌避しようとする、現代社会の部落差別の心理を前提に行われており、それゆえ、土地を基準にして安易な身元調査を行ったり『出身者探し』を行うことを助長する。また、部落出身者かどうかを『土地』で判定しようとする心理が社会の中で強まるほど、『部落にすれば自分も出身者とみなされるかもしれない』という不安から、さらに部落の『土地』に対する忌避意識が強化される」と差別する側の土地差別意識の醸成について説明している(4頁)。

ウ 被告らの行為による被害の甚大さ

阿久澤教授は、「ソーシャルメディアを通じて差別を助長・誘発する情報が拡散されていくことが、今後若者世代に大きな影響を与えること」の危険性について指摘する。紙媒体と比較して拡散力が何倍も大きいことは明白だが、さらに、ソーシャルメディアでは差別のコミュニティが形成・拡大し、さらに差別

意識を強固にしていくことが危惧される。

阿久澤教授は、「関心や行動がプロファイリングされ、また、ソーシャルメディアでは似通った関心を持つ者どうしのつながりが促進されるから、そうした『似た者同士』のかたまり（フィルター・バブル：filter bubble）の中に、取り込まれていくことが危惧される。アルゴリズムは共通点のある者をつなげていくが、差別を助長・誘発する情報にゆがんだ関心を持つ者ばかりとつながって、相互行為を繰り返せば、考え方はどんどん単純化し、差別を支持する心理が強化されてしまうのではないだろうか。Keipi ら(2017)は、そうして生まれるフィルター・バブルどうしの分断を『新たなデジタル・デバイド』と呼び警鐘を鳴らす。また、日常生活における人とのリアルなつながりが希薄な者ほど、ネット上のグループ内での承認を求める心理が強く働き、差別的志向性を強める可能性がある。ネット上のつながりでは、現実世界のように相手の『物理的手がかり』が見えず、特定の主張だけに焦点化された意思疎通が行われてしまうからである」と被告らの行為によって生じた状況に警鐘を鳴らし（28～29頁）、その悪質性を指弾している。

（2）被告ら準備書面（9）での的はずれな批判と阿久澤第2意見書

ア 総論～1について

差別に関する国際的条約（「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」「障害者の権利に関する条約」）において、差別とは「人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するもの」であると記されている。そこでは、差別が「差別される側」の属性や特徴からではなく、差別によって生じる効果から定義づけられている。

阿久澤第1意見書（甲127）は、差別とは「する側」の問題であるという

観点から、被告らの行為が上記のような「効果」を有するものであるか、すなわち「『部落の地名』リスト、すなわち『全国部落調査』データを拡散したことが、いかに人びとの心理や行動に負の影響を与え、部落差別を助長・誘発するか、という点」を明らかにするものであった（甲360・1頁）。

しかし、被告らは、阿久澤第1意見書が明らかにした、地名の拡散がソーシャルメディアに親しむ若い年代層の人々に与えられる悪影響（それは被告らの行為によって既に発生している）や、「土地」に対する忌避意識が強まっている現代社会において地名の拡散が特に差別を助長し固定化するものであること（この2点が第1意見書の主旨である）には一切触れず、「差別される側」の定義の問題などに固執している。

以下、被告らの主張に対して、阿久澤第2意見書（甲360）の内容を援用しながら反論する。

イ 部落差別の源泉に関する主張～3（1）及び（2）について

被告らは、「阿久澤第1意見書には、部落差別は封建時代の身分差別に由来する差別である、或いは、封建時代においては人（身分）＝職能＝土地（居住地）が一致していた、と書かれているが、それについて根拠が示されていない」旨主張する（2～3頁）。

（ア）被差別部落の起源について

しかし、「部落差別が封建時代の身分制度に由来する」というのは、定説でもあり、近年の研究成果もこれを裏付けている。

1965年の同和対策審議会答申は、冒頭で「同和問題の本質」として、以下のように述べる。

「いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的

人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。／その特徴は、多数の国民が社会的現実としての差別があるために一定地域に共同体的集落を形成していることにある。最近この集団的居住地域から離脱して一般地区に混住するものも多くなっているが、それらの人々もまたその伝統的集落の出身なるがゆえに陰に陽に身分的差別のあつかいをうけている。集落をつくっている住民は、かつて『特殊部落』『後進部落』『細民部落』など蔑称でよばれ、明らかな差別の対象となっているのである。／この『未解放部落』または『同和関係地区』（以下単に『同和地区』という。）の起源や沿革については、人種的起源説、宗教的起源説、職業的起源説、政治的起源説などの諸説がある。しかし、本審議会は、これら同和地区の起源を学問的に究明することを任務とするものではない。ただ、世人の偏見を打破するためにはっきり断言しておかなければならぬのは同和地区の住民は異人種でも異民族でもなく、疑いもなく日本民族、日本国民であるということである。／すなわち、同和問題は、日本民族、日本国民のなかの身分的差別をうける少数集団の問題である。同和地区は、中世末期ないしは近世初期において、封建社会の政治的、経済的、社会的諸条件に規制せられ、一定地域に定着して居住することにより形成された集落である」と述べ、封建時代に起源を有する「身分階層構造に基づく差別」であることに言及している。

阿久澤第2意見書が触れている寺木伸明・黒川みどり『入門被差別部落の歴史』（2016年・解放出版社）は、近年の研究成果をふまえた、前近代から現代にいたるまでの被差別部落の通史である。ここでも前近代社会の身分制度が部落の由来であることは明記されている（甲361）。

阿久澤第2意見書でも指摘されているように、被差別身分なるものがどの時期に定められたかということは特定できない（また、本件裁判に関連して、そ

のことを特定する必要性は全くない）が、中世の被差別民衆に対する差別を部分的に引き継ぐ形で、近世に入り、幕藩体制の下身分制度として整備されたということについては多言を要しない。

被差別部落出身の相当数は、「解放令」（1871年）の対象となった「穢多、非人等」の身分の人びとに系譜的につながっていると推測される。そのことは、幕末の「宗門改帳」と「解放令」後の先祖の名前とを照合することで明らかになる。実際に歴史学者の中では、関西地区のある地区の慶応年間に作成された宗門改帳について研究がなされている。宗門改帳のみならず、被差別部落に特別にもうけられていた寺院（「穢寺」と呼ばれた）に残されている過去帳や墓石に刻まれている名前でも同様のことは裏付けられ、研究も重ねられている。

また、現在の部落は、江戸時代の「皮太村」や「長吏村」と地理的に全部ないし一部重なっているものも多く、そのことは、江戸時代、幕府が道中奉行の直轄事業として作成させた街道の絵図などの研究によって明らかになってきている。

（イ）2つの例外の指摘

被告らは、広島県呉市と大阪市西成区の被差別部落の2例を掲げて「封建制度とは無関係」と主張する。

しかし、「被差別部落が、明治期以降に都市化の中で拡大したり、新たに成立した事例があるからといって、それらは被告らのいうように、“封建時代の身分制度とは無関係”ではない」（甲360・6頁）。

広島県呉市の例は、明治になり海軍鎮守府が開かれたことにより、食肉需要が生まれたため、他地域の部落からと畜技術を持った人たちが移住して規制された被差別部落である。又、大阪市西成区の例は、かつて穢多身分の人たちの住んでいた地区がもとになり、大正後期から移住者を包摂し地域を広げながら現在の地区を形成した地域である（1986年に発表された論文も

紹介されている)。これらの部落も、阿久澤教授が関連論文を紹介するように「封建時代の身分制度」が起源となっている(被差別部落の場所が江戸時代から変わらない、というような趣旨の主張を、阿久澤第1意見書が行っているわけではないから、被告らの指摘は全く的外れである)。

また、この2例は、多くの被差別部落の中でも特殊で例外的な事例であることは、上述したとおりである。

(ウ) 甲344との関係

被告らは「地名をベースにして機械的に部落出身を判断している(甲344)」旨指摘するが、これは誤った理解である。原告らは、原告としての適格性を示す為の1つの資料として甲344を提出したにすぎない。原告らはこれまでも、被差別部落の形成や被差別部落出身者が前近代の差別と深い関わりを有していることを前提とする主張をしてきた。被告らの主張は原告らの主張を歪曲するものであり、また、阿久澤第1意見書の主旨とは無関係である。

(エ) 「土農工商」に関する主張

「土農工商」概念について歴史教科書における扱いが異なっていることについては認めるが、被告らの主張は、阿久澤第1意見書に対する批判にはなっていない。同意見書には1度も「土農工商」という言葉すら出てきておらず、被告らがなぜ阿久澤教授が「古い学説を盲信したままの可能性が高い」等と決めつける(2頁)のか、理解に苦しむ。この点については、甲361・83ないし84頁に、現在の通説的な考え方が示されている(簡略化すれば、江戸時代の身分制度は「天皇-公家・武士-百姓・町人-被差別身分」と表記することになろうが、さまざまな構成要素があり複雑である、ということ)が、阿久澤教授は(歴史を専攻するものではないが)そのような通説的見解を前提にしている。

(オ) 前近代における職業と居住地の関係

被告らは、草津市内の被差別部落の例を上げ、藍染屋は特定の場所にあったわけではないし、藍染屋だから賤民であったわけではないと主張する（2～3頁）。しかし、被告らは恣意的に証拠の引用を行っており、資料の分析方法があまりにも不誠実かつ稚拙である。

阿久澤教授が、「藍染を行う紺屋は一般農村の中にもあったが、被差別身分の村とされていたC村【原告代理人注：草津市内の被差別部落集落をさす】では、藍染だけでなく、藍玉（藍染の原料）も作っており、それが一般農村の紺屋とは異なった。『滋賀の部落』（乙16）に、藍玉づくりは『牛馬の骨を焼いた灰なども使用しなければならなかつたことで、賤民の仕事とされた』と記されており、C村は一般農村の藍染屋とは異なっていた。しかしどこにも、被告らのいうように、C村が“特定の場所に居住地が固定されているわけではない”とか、C村の人びとが、自由に移動できたと結論づけられる記述はない」と指摘する（甲360・7頁）とおりである。

ウ 差別する側の心理の変化に関する主張～3（3）について

（ア）本件裁判の争点

被告らは、「部落差別とはなにか」「部落出身者とはなにか」という定義にこだわり、被告らの行為が差別を助長・固定化する効果を有するものかという、本件裁判における争点から回避するために、差別を「する側」ではなく「される側」から定義づけようとする。被告らは、本件訴訟においても表明している、部落出身者は客観的には区別できないのに同和対策事業などによって「優遇」されてきたという従前からの主張に結びつけることを意図している。

しかし、阿久澤教授が指摘するように本件裁判は、被告らの行為によって原告らに損害が生じたか＝差別を助長・固定化する効果を原告らにもたらし

たのか、ということを大きな争点とするものであり、部落出身者を部落出身者として特定して差別してきたのは、差別する側なのだから、「差別を助長・固定化する効果」の有無を検討する際には、差別する側の意識を問題にするしかない。

部落出身者を系譜によって特定することは、「世代交代が進み、近代化や都市化、さらに戦争や自然災害などによって大規模な人の移動が起こると、『ある人』が、封建時代の被差別身分とつながるかどうかを、第三者が判定するのは困難となる」(甲360・3頁)。

そして、系譜的な判定が難しくなると、身元調査は属地的な判断に依存せざるを得なくなる。

そのような地名による差別が不当なものであることは当然であるが、被告らが「系譜的な者を属地的に識別するようなことは誤りだとはっきり断じるべきであるのに、阿久澤麻里子は誤りを正すどころか誤りに便乗している」(3頁)とするのは全く筋違いの非難である。阿久澤教授は差別する側の意識の変容が生じているという事実を説明しているのであって、地名情報を参照して差別に及ぶという事象は枚挙にいとまがない。具体的な事例は、甲360の4頁に掲げられたとおりであるが、「戸籍を遡るなどの行為をせずに、さらにはインターネット上に拡散された『被差別部落の所在地』情報と相手方の居住地・出身地などの地名情報をのみを参照した上で、差別に及ぶというケースが出現し始めている」ことは、表に出ない形の結婚差別が多数存在していることを窺わせるものである。

また、大阪府が2000年に行った同和地区住民が対象の「同和地区問題の解決に向けた実態等調査」でも、被差別体験の有無を問われると、自分を同和地区出身者だと思わないと答えた者(回答者の35%)も、その18%が「差別を受けたことがある」と答えている。つまり、自身が被差別部落出身者で

ないと思っている人でも「土地」に帰属していることで差別を受けるという実情がある（この調査結果については、奥田均『見なされる差別ーなぜ、部落を避けるのか』（解放出版社・2007年11月）が詳しく掲載し、分析している（甲362・18～22頁）。

被差別部落民がもともと系譜による差別の対象であったことは前項で指摘したように歴史的な事実である。そして、封建時代には、原則として、社会的身分が世襲され、婚姻関係も同一身分内で行われ、それぞれの身分に照応した固有の職業や役割が与えられ、居住地域も限定された。つまり「系譜」によって居住地が固定されていた。しかし、解放令によって制度としての差別の仕組みが解体されると、世襲制や内婚制は少しずつ解体されていった。実際には現代の社会の中で、本人や親あるいは祖父母の「現住所」「本籍地」「出生地」などが部落とされてきた土地と関わりをもっているのかどうかによって、被差別部落出身者であるかどうかが判断される傾向は強くなっていた（甲362・27～31頁）。

ここで強調されるべきなのは、差別する側の意識が「属地」的になっている現代において、部落の地名リストという差別のための道具を作成してばらまくという被告らの行為の悪質性である。阿久澤教授は、「部落差別をなくそうとする運動によって、過去帳の閲覧禁止措置などを含む仏教教団の取り組みが進み、戸籍等の開示制限、身元調査を規制する自治体条例の成立 や、本人通知制度 などの施策の実施が進んできた結果、人の系譜に関する情報を第三者が取得することが難しくなったという点である。だが、部落出身者かどうかの系譜的判定が難しくなると、今度は属地的判断への依存が強まるることは、前述のとおりである。そこで、被告らが行っている『復刻版 全国部落調査』の公開は、地名（土地）を根拠とする部落差別の横行を容易にし、從来からの部落差別をなくそうとする様々な運動の成果を失わせるきわめて悪

質な行為であることを再度指摘しておきたい」(甲360・5頁)と述べている。

(イ) 乙12の記載

被告らは乙12に「都市部落の常として、その部落でも一般人が共存している」という記載があることを指摘して「属地」だけでは判断されていない、と主張するが、これも的外れな反論である。

阿久澤教授は、あくまでも「差別する側」の意識が変遷したと説明している。一方で、乙12の記載は、「都市部落には、系譜的に被差別部落出身者でない人も住んでいる」ということを客観的な事実として記載したものに過ぎず、両者の間には矛盾はない。

なお、被告らは、1969年に制定された同和対策事業特別措置法第6条をひいて「属地的」定義である(4頁)と主張するが、同法は「同和地区」「被差別部落」を指定したものではなく、同和対策事業の対象地域を指定しただけのものであり(事業の目的によって地区の線引きが異なり、環境改善の場合には広く取り、奨学金支給の場合には狭くとるなどされた)、行政的な区別の指標に過ぎない。

エ 戸籍によって行われる差別に関する主張～(4)及び(5)について

(ア) 戸籍の閲覧について

被告らは、一知半解で乙169を引用しているが、除籍簿の記載については、甲360・7~8頁で詳しく説明したとおりである。すなわち壬申戸籍(戸籍の族称欄に「元えた」「新平民」等と記載する例が多かった)について、全国水平社の陳情に応える形で、1924年司法省が謄本・抄本作成時にそれらの文字を謄写してはならず、名称を抹消することができるという通達を出した。しかし、華族・士族・平民といった族称はそのまま謄写されるので、抹消され空白になっているという事実によって被差別部落出身者であること

は判明した。また、除籍簿の閲覧が可能であれば、族称が職権で抹消されても抹消しているという事実自体を見ることができるので、被差別部落出身者であることは「一目瞭然」だった。

(イ) 出生地について

被告らは、出生地は病院であることが多く、現行戸籍では市町村までしか記載されないと主張するが、その限りでは認める。

甲127では、「出生地」を1つの要素として掲げているが、「住所」や「本籍地」を補完する位置づけである。また、1955年には自宅での出生が82%にのぼるほど数十年前までは病院での出産は少なく、「出生地」が「住所」あるいは「旧住所」を示すことが多かった（甲360・3頁）。

オ 阿久澤教授の専門性に関する主張～2について

被告らは、阿久澤教授について、一般社団法人部落解放・人権研究所の役員であることをもって、「本件の利害関係者である」と決めつけている。そして、「大学教授の肩書を示し、経歴をひけらかして、不必要的論文の引用や脚注によって一見すると学術論文の体裁にし、あたかも学術的見地から客観的に意見を述べたように見せかけている」などと悪罵を投げつけている（1頁）。

しかし、被告らの評価は論外であるが、そもそも前提とされている事実が思い込みに基づくものである。

阿久澤第1意見書は2018年5月10日付で作成されている。阿久澤教授が一般社団法人部落解放・人権研究所の理事として証人されたのは、2019年6月20日に実施された2019年度総会であり、意見書作成後1年以上経過した後である。

同社団は、多様な人権課題（部落のみならず、ジェンダー、人権教育、差別禁止法等）について、調査・研究、教育・啓発活動を行う内閣府認可の団体であり、2010年7月には、文部科学省から科学研究費助成事業に申請できる研

究機関にも指定されている。阿久澤教授は、研究者として同社団の理事を引き受けている（甲360・8～9頁）。

2 「第7 原告らの陳述書について」について
原告ら準備書面20で主張する。

3 「第8 求釈明」について
原告ら準備書面20で主張する。

第2 被告ら準備書面（10）に対する反論

1 「第1 原告準備書面14に対する反論」について

（1）1について

被告らは、「同和地区.com」の編集に「原告解放同盟内部の人間が関与した」などと何の根拠もなく主張しているが、原告準備書面14の主張で尽きており、改めて反論すべき点はない。

（2）2について

被告らは、インターネット上の情報が永続性・巡回性を有することについて十分な知識を持ちながら、あえてそのことを利用する趣旨で、宣伝・扇動を行うことを繰り返してきた。

たとえば、被告宮部は、「鳥取ループ@示現舎」名義でのツイッター上で、2016年4月18日、「まだ手元に決定書は来てないですが。たぶん今度は間接強制が来るので、同和地区、みんなドメインは死亡確定です。後は、各自保存したデータで自由にやってくださいませ。仮処分の効力は私に対してだけです」と煽っ

ている（甲30）。

また、被告示現舎のブログでは、同年2月15日に行われた法務局による聴取を報告する記事に対して、「法務局やアホ議員の不当な圧力に絶対に屈しないでください。／私はコピーして記録に残そうと思っています。同和地区がどこにあるのかの大きな手掛かりになる日本一今大切な資料です。この資料こそ世界遺産として大切にされないといけません。／表現の自由を侵害するようなことに絶対に負けないでください。／万が一のこと備えて私もできるだけ早くコピーして記録として残して未来に伝えていきたいです。／鳥取ループさん絶対に負けないでください。貴方には私を始めたくさんの良識ある市民が味方として付いています。一人ではありません」（同月23日）、「わたしは同和地区一覧を見た時に心の底からうれしかったです。こんな感動を味わったことはないくらいこの地名総覧を一人でも多くの人に見てもらえるようになればいいと思います」（同日）、「鳥取ループさん、私はこれまで生きてきた中でこの本が一番欲しいものです。／石川一雄のように部落民は人を平気で殺します。さらに私は無実だと平気で半世紀言い続けています。石川は同じ部落民をも騙し続けています。／そういう恐ろしい奴が生活ついている【ママ】同和地区というのがどこにあるのかということを国民は知る権利があります。／同和地区の地名と位置を知ることで国民は自分の命を守ることができます。／地名総覧は国民の命を守るバイブルです」（同月26日）、「どうしても鳥取さんが地名総監【ママ】を出版できないなら私がインターネットからコピーして販売しようかと思っているくらいです／そのくらいにこの書籍は日本に取り【ママ】大切なものです」（3月5日）などという賛同コメントが付されており、被告宮部らは、拡散される可能性を十分認識していた。（甲31）。

そして、仮処分命令が出た後に、被告宮部は、鳥取ループ@示現舎として、ツイッター上に「復刻・全國部落調査の印刷用データを公開」（4月12日）、「このPDFは印刷用の規格に準拠しているので、各家庭のプリンタはもちろん、印刷

所に持ち込んでもOKです。もともと著作権切れのものなので、自由に印刷・製本してください」(同日)、「これで、更に異次元へ突入します。印刷用のマスターデータを拡散したので、いったいいいくつかの復刻版全国部落調査が存在するのか、誰も分からなくなりました」(同日)などと投稿し、上記の拡散する可能性を最大限に利用しようとする意思すら表明している(甲57)

そして、被告宮部の上記意思・認識を、被告示現舎を通じて、被告三品も共有していた。被告らはそのような意思・認識を有しながら、容易に拡散可能な形式でインターネット上への情報の掲載を行い、しかも拡散を煽っていたのであるから、ミラーサイトの出現は、この被告らの実行行為が有する高度な危険性が現実化したものと評価しうる。

(3) 3について

被告らは懲罰的損害賠償が日本では認められていないことを理由にあげて、民事事件において「司法的制裁」なる概念は認められない、と主張している。

しかし、原告らが主張しているのは、現在、インターネットを利用した差別情報のバラまきが看過できない事態まで至っているところ(部落差別解消推進法の制定にあたっての立法事実とされている)、法務省による行政的対応では限界があるので、裁判所の司法的介入が必用になる、ということであって、「懲罰的損害賠償」を求めているわけではない。被告らの反論はここでも的外れである。

2 「第2 請求の趣旨拡張申立書に対する反論」

被告らは、原告らの請求の拡張にかかる事実主張に対し、ごく一部のみ「否認する」と認否し、他の大部分の事実経過については認めている。

しかしながら、被告による「否認」は後述するように自己の意見を開陳するに過ぎないのであって、事実関係に対する否認ではない。

したがって、原告らとしては被告らの独自の見解については特に反論の必要は認めないが、被告らが「争う」とした不法行為の成立に関する意見に対する部分と合わせ、注意的に若干の指摘をしておくこととする。

(1) 被告らの「否認」との主張が失当であること

被告らによる「否認する」との主張は、下記のとおり事実関係を否定するものではないから、主張自体が失当である。

①請求の趣旨拡張に際して「被告らは、請求の趣旨拡張にかかる各原告に対して特に憎悪の念を募らせ、…様々な嫌がらせ行為を行なった」と指摘したことに対し、その事実関係を認めた上で「原告らが指摘する行為は嫌がらせではなく、訴訟の遂行に必要な調査のための正当な行為である」と主張している（被告ら準備書面（10）の3頁）。

→被告らの主張は、原告らが指摘した行為の存在を認めた上で、「嫌がらせではなく正当な行為である」旨主張するにとどまり、事実関係を否認するものではない。

②請求の趣旨拡張に際して、被告宮部が原告片岡らの電話に架電し、その経過を茶化した文章でツイッターで報告した等と主張したことに対し、「電話をかけツイッターで報告した事実は認める」としつつ「茶化したり、いたずら電話をかける行為を推奨したりしたことは否認する」と主張している（被告ら準備書面（10）の3頁）。

→電話をかけたこと自体は争いようがないため、「茶化していない」「イタズラ電話は推奨していない」などとその評価を争うことしかしていない。したがって「否認」ではない。

③請求の趣旨拡張に際して、被告宮部が原告片岡の親族が営んでいる食肉販売店を無承諾で訪れ、その際の親族との問答と主張する内容を本訴に先立つ仮処分等

において準備書面として提出し、かつ、インターネット上に公開したことを指摘したことに対し、「特定できる形では公開していない」「そもそも承諾する間はなく「無承諾」との指摘はあたらない」「単に訪れただけではなく、客として「ティルスープ」を購入している」などと主張している（被告ら準備書面（10）の4頁）。→原告片岡の親族が経営する食肉販売店を訪問し、その際の様子と称する経過をインターネット上で公開したこと自体は争いようがないため、「特定できる形ではない」「無承諾とは言えない」「単に訪問しただけではなく、客として販売商品を購入した」とその評価を争うことしかしていない。したがって「否認」ではない。

被告らによる「承諾する間がなかったから無承諾ではない」旨の主張は論理破綻も著しいものであるし（承諾する間がなかったとしたならば、まさに無承諾以外の何物でもないはずである）、「単に訪問しただけでなく、客として販売商品を購入した」という主張も意味不明であるが、その点は詳論しない。

なお、被告らが原告片岡の親族が営んでいる食肉販売店を無承諾で訪れた際の親族との問答と主張する内容自体が、およそ真実とかけ離れている虚偽の内容であることにつき、原告片岡の陳述書を追加提出する。

（2）不法行為の成立に関する被告らの主張が誤っていること

被告らは、原告らの陳述書をインターネット上で公開したことに対し、裁判所で閲覧可能であるからプライバシー侵害はないと主張しているが（被告ら準備書面（10）の5頁）、裁判所に対して陳述書の形式で提出することと、インターネット上で公開されることとの間には不特定多数の人に対する伝播可能性において格段の相違があるし、当該原告らはもちろん被告らによってインターネット上で公開されることについて承諾をしていないから、プライバシー侵害に当たることは疑いがない。

また被告らは、本件訴訟が大法廷で行われ、被告らも事実上衆人に晒されて裁

判を行なっている状況であり、原告らが被告らの顔写真を配布しているから、被告らの情報発信を制限することは不公平であると主張しているが（被告ら準備書面（10）の5頁）、被告らの主張が仮に事実だとしたところで、それがどうして原告らに対するプライバシー侵害を否定する理由となるのかが全く不明の、意味不明の主張である。

さらに被告らは、その準備書面で原告らを「差別主義者」と記載したことなどに対して、「出版物を発禁にする根拠が…原告らが何の努力もせずに手に入れた「被差別部落出身者」という身分であるなら、差別主義者という言葉は適当であろう」などと主張しているが（被告ら準備書面（10）の6頁）、原告らは、原告らが被差別部落出身者という「身分」を有するなどと主張したことは一切ない。被告らは「原告らは被差別部落出身者であるとの法的身分を主張しているが、そのような法的身分の存在は認められず、原告の主張は違法である」旨の主張を繰り返し主張しているが（被告ら準備書面（1）の10頁、被告ら準備書面（9）の26頁以下など）、もちろん、原告らはかかる「法的身分」の存在を主張したことはない。被告らは、原告らが主張すらしていないことを勝手に主張したことにして、かかる架空の主張への反論をして、原告らの主張に反論したつもりになっているのであり、笑止としか言いようがない。

加えて被告らは、原告藤川らに対する不法行為を構成する事実のうち、被告宮部が自らの本籍地を移転した事実関係に対して、原告藤川が死亡したことであって相続人には原告適格がないなどと主張しているが（被告ら準備書面（10）の6頁）、原告藤川に関しては適式に訴訟承継の手続きが取られているのであって、被告らの主張は失当である。

以上より、被告らの当該行為について不法行為が成立することは明らかである。

第3 被告ら準備書面（11）に対する反論

1 「第1 被告準備書面（9）の訂正」について

被告らは、同項で、原告準備書面（10）に対する反論を行っている。

（1）第1・1（3）について

被告らは、本籍地や住所を知っている人との関係での権利侵害性に関して、本籍地はどこにでも動かすことができるし、住所も居住地という以上の意味がないと反論する。

しかし、原告らは、上述したとおり、「差別する者」が部落出身者を識別する手がかりとして、本籍地や住所を利用するという実態から、地名のリストが被差別部落出身者である原告らを差別するために利用されると主張しているのであって、本籍地や住所を動かすことが可能であるということは反論たりえない。

被告宮部は、2019年10月18日、原告藤川の住所地に転籍届を出している。たしかに本籍地は転籍手続きによって変更することが可能であるが、被告宮部の今回の転籍は、自身が認めるように、「原告らこそが部落出身者の籍に入れば部落出身者になるという誤った風評の発信源の1つとなっている」ことを「証明するため」に行われたものであり（2頁）、原告藤川に対するいやがらせの意図が明らかに存する（「籍に入る」という言葉の使用もまちがっており、現実にも、被告宮部は自身の戸籍を移しただけで原告藤川の籍に入ったわけではないことは一応指摘しておく）。

また、被告らは、引っ越ししたり、引っ越ししないまでも「ここは部落ではない」「自分は部落民ではない」と主張したりすればよいと主張するが、それぞれの人は、出生や生育と結びついた個人の経験の中でアイデンティティーを形成しており、それが個人の人格の尊厳の中核を形成している。差別を避けるために引っ越し

す、あるいは、事実でないことを表明するというのは、個人の尊厳を直接傷つけるものである。

(2) 第1・1 (4) について

判例に関しては、原告準備書面（10）の主張のとおりである。

被告らは、被告宮部がツイッターで報告している伊賀市でのできごとについて付記しているが（4頁）、「不適切な実態を告発した者が、具体的な地域を特定したことで言いがかりを付けられて、言論を封じられている」とことと被告宮部の報告との関係は不明であり、認否の要を認めない。

(3) 第1・2 (1) について

原告らが見合いや結婚の際、就職の際に、戸籍の提出あるいは本籍地の記載が求められる場合があることを主張したのに対して、被告らは「ウェブサイトに書いてあるから真実とはいえない」という反論しかしていない。

原告らはウェブサイト上の記事から「一般的に流布している認識の程度」を問題にしており、その内容が事実なのかあるいはその内容が倫理的に正しいのかを問題にしているわけではない。「誤った風評に便乗している」という被告らの批判はそこをはき違えたものである。

2 「第2 原告準備書面（15）に対する反論」について

(1) 社会的身分に関する情報は機微情報である

ア (1) について

被告らは、個人情報保護法上で「機微情報」という言葉は用いられておらず、「要配慮情報」には、部落出身者に相当するものはない、と主張する。

しかし、そもそも、原告準備書面（15）における主張は、自己に関する情報

で個人の尊厳に関わり慎重な取り扱いが必要とされるものを「機微情報」と位置づけており、個人情報保護法上の問題ではない。

そもそも、改正個人情報保護法で「要配慮情報」とされているのは、「本人の人性、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう」

(2条3項) とされており、このうち、「社会的身分」とは、「ある個人にその境遇として固着していて、一生の間、自らの力によって容易にそれから簡単に脱し得ないような地位を意味し、単なる職業的地位や学歴は含まない」と解されており、被差別部落出身であること、非嫡出子であることがその典型例とされている。被告らの立論は前提を誤っている。

イ (2) について

被告らは、部落解放運動では部落出身であることを隠すという発想がないと主張するが、これも被告らの誤った認識である。

部落解放運動の中で、本人の意思により、周囲との関係も十分考慮した上で、カミングアウトを行える場合には積極的に行っていくことが進められてきたが、これと第三者が本人の意思によらずに本人に関する情報を開示したり流布したりするアウティングとは全く異なるものである。このことは原告準備書面15で展開しているので繰り返さない。

ウ (3) について

被告らは、ここでも「部落出身者」が定義されていないという主張を繰り返している。

これまで述べてきたとおり、本件において「被差別部落」や「被差別部落出身者」を定義しなければ判断ができないということではなく、「差別する側」がどのようにとらえているのかという観点から、損害賠償請求を認めるにたる要件

を具備しているかが検討されるべきであり、「解放令」の対象になった「穢多・非人等」の被差別身分の人びととその子孫を基本にしながら、属地性や親族関係の形成によってその社会的身分に属しているとみなされる人びとも含む概念である。

被告らは、同和地区事業の対象地域と被差別部落を同一視するが、前者は行政判断を含むものであり、地域がそこにしばられるものではない。

(2) 本件は「自己情報コントロール権」そのものの問題である

ア (1) について

被告らは、「我が国の法体系で『自己情報コントロール権』が確立しているとはいえない」と主張する。

しかし、原告らは、裁判例・判例の積み重ねによって、プライバシー権を「自己情報コントロール権」として憲法上の権利と位置づける見解が通説になり、法整備につながっていったと主張しているのであって、個人情報保護法そのものを立論の根拠にしているのではない。また、乙578は、「個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の立法者」の同法の趣旨について直接触れた証拠ではない。

イ (2) について

被告らは、自己情報コントロールする権利に、本人が公開した情報までをコントロールする権利は含まれない、と主張する。

しかし、これこそ独自の謬論である。情報処理技術が飛躍的に発達し、データの処理能力・蓄積能力が格段に高まる中、ビックデータの集積によって「データバンク社会」が生まれ、それによる人格的生存への脅威が叫ばれるようになった。そこでは、情報が公開されているという結果が問題になるばかりではなく、「自分が特定の文脈で開示した情報の適正な利用、管理を求める権利」が

情報コントロール権に含まれると理解されるようになっている。

また、被告らは、個人情報保護法 17条2項第5号を「本人が自ら公開した情報について無断利用を禁じていない」例として掲げているがこれも失当である。

「適正な取得」について定める同条は、その2項で、「個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない」とし、5号は、「当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、第76条第1項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合」としている。しかし、これは「取得」について定めたものであってもちろん「利用」について認めているわけではない。

さらに、被告らは、EU一般データ保護規則をひいて「本人によって公開された情報は要配慮個人情報であっても特別な保護はされない旨の定めがある」と主張する。しかし、これも前提に誤りがある。

EU一般データ保護規則9条は、「特別な種類の個人データの取扱い」を定めるものであるが、第1項で「人種若しくは民族的出自、政治的な意見、宗教上若しくは思想上の信条、又は労働組合への加入を明らかにする個人データの取扱い、並びに、遺伝子データ、自然人を一意に識別することを目的とした生体データ、健康に関するデータ、又は、自然人の性生活若しくは性的指向に関するデータの取扱いは、禁止される」と原則禁止を表明した上で、第2項で「以下のいずれかの場合には適用されない」と例外規定を設け、その5番目で、「(e) データ主体によって明白に公開のものとされた個人データに関する取扱いの場合」と定められている。これは「特別な保護はされない」と定めたものではなく、例外的に「取り扱う」ことが許されるとしたものである。

ウ (3) について

被告らは、「ネットの電話帳事件」は改正著作権法施行(2019年1月1日)前の判決（大阪高裁2017年11月16日判決）であるから、もはや規範性がない旨主張する。

改正著作権法第47条の5の規定は、検索情報の特定、所在に関する情報を検索、その結果を提供する行為、電子計算機による情報解析を行い、その結果を提供する行為が規定されている。

同第1項は、「自動公衆送信装置等（自動公衆送信装置及び特定送信装置（電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち特定送信（自動公衆送信以外の無線通信又は有線電気通信の送信で政令で定める基準に従って行う者に限る。）は、公衆への提供又は提示（送信可能化を含む。以下この条において同じ。）が行われた著作物（以下この条及び次条第二項第二号において「公衆提供提示著作物」という。）（公表された著作物又は送信可能化された著作物に限る。）について、当該各号に掲げる行為の目的上必要と認められる限度において、当該行為に付随して、いずれの方法によるかを問わず、利用（当該公衆提供提示著作物のうちその利用に供される部分の占める割合、その利用に供される部分の量、その利用に供される際の表示の精度その他の要素に照らし軽微なものに限る。以下この条において「軽微利用」という。）を行うことができる）と定めている。

本条の適用を受けることができる主体は、自動公衆送信を行う者、無線通信又は有線電気通信の送信で政令で定める基準に従って行う者に限定されており、また、軽微な利用であることが必要である。軽微利用であるか否かの判断は、公衆提供提示著作物のうち、利用に供される部分の占める割合、利用に供される部分の量、利用に供される際の表示の精度などの外的的な要素に照らして判断するものとされた。

具体的に同法の内容をみれば、原告官部が過去の電話帳全部を利用して作成した「ネットの電話帳」について大阪高裁判決の結論が変わることは考えられない。

また、被告らは上記法改正について「グーグルブックス」のようなサービスが追認されたものであり、「紙とインターネットとは違う」というこれまでの裁判所の判断は維持できなくなったとも主張するが、これも失当である。

周知のとおり、「グーグルブックス」をめぐっては、権利者から、インターネットとデジタル技術を悪用し、著作権条約などを身勝手に解釈しながら世界中の著作権者にケンカを仕掛けたとして、激しい非難が浴びせられ、各国で権利者である作家、ライターなどが原告になり、訴訟が展開されてきた。今回の著作権法改正によって、「所在検索サービス」、「情報解析サービス」及び「その他政令で定めるサービス」において、収集できる情報の種類がインターネット上の情報（送信可能化された情報）のみならず紙媒体の情報が含まれることが明確化され、提供される結果の内容として、旧著作権法47条の6に定める該当サイトのURLとサイトのスニペット・サムネイル等に限られず、一定程度での元著作物を「軽微利用」することが認められるようになったが、その対象は、著作権者の同意を得て公表された著作物に限られており、現実社会で流通しているものについて何でも収集し、公開して良いと定められたわけではない。

また、被告らは、「グーグルブックス」で官報の一部が検索可能となったとも主張しているが、検索可能になっているのは一部にすぎず、そもそも官報はインターネット上で公開されている「送信可能化」された媒体であるから、この例を引くのは不適切である。

(3) 原告らはアウティングにより損害を被っている

ア (1) について

被告らは、「部落解放同盟人物一覧」に掲載された個人名や役職はインターネット上で公開されている旨主張するが、この点については、一覧表とともに追って原告の主張を補充して提出する（原告らの基本的な主張は、準備書面15で主張したように、「自分が特定の文脈で開示した情報の適正な利用、管理を求める権利」は情報コントロール権に含まれるから、たとえ事前に何らかの形で、個人名や役職が公表されていたとしても、本人の了解を得ずにリスト化され勝手に暴露・流布されることは、プライバシー権の侵害にあたる、というものである）。

イ (2) について

前項と同様である。

原告準備書面15で述べたように、カミングアウトは自己の尊厳と深く関わった行為である。どのような文脈でどのような人に対してどの範囲でどんな表現を使って、自己情報を公開するかは、自己決定権の行使として尊重されなければならない。

ウ (3) について

被告らは、L G B Tの事案でのアウティングによる損害について本件とは無関係であると主張するが、アウティングがカミングアウトとは、自己情報のコントロールという観点からみれば全く真逆な行為であり、アウティングによって、人は死を思うほどに追い詰められるものであることについては全く共通である。

エ (4) について

被告らは、原告解放同盟や同和行政によって「アウティング」が行われてきたと主張する。

しかし、原告準備書面15でも既に述べたように、「アウェイティング」は第三者によって本人の意思と関わりなく行われるものであって、被告らの主張するような事例は「アウェイティング」には含まれない。

(4) 部落の地名は個人のプライバシー権と密接に関わる

被告らは、地名と個人のプライバシー権との関係が不明確であり、地名の公開によって自己情報コントロール権たるプライバシー権は侵害されない旨の主張を行っている。

この被告らの主張に対しては、原告準備書面9、10、11、15などで原告らの主張を行ってきた。ここで問題になっているのは単なる「地名」そのものではない。「全國部落調査」あるいは「部落地名総鑑の原典」として全国の部落が網羅されているという触れ込みで作成された、被差別部落の所在、部落名及び現在の住所を一覧できるようにしたリストなのである。リスト上の部落の地名がそこにルーツを持ちあるいは現在居住する、被差別部落出身者のプライバシー権を侵害することは明白である。

以上

平成28年(ワ)第12785号 第17680号 第28219号 平成29年(ワ)第32358号

損害賠償請求事件

原 告 部落解放同盟 外247名

被 告 示現舎合同会社 外2名

準備書面 19

(被告らの行為はいわばヘイトスピーチであり人格権を侵害すること)

2020年4月8日

東京地方裁判所第13民事部 御中

原告ら代理人弁護士 河村健夫



同

山本志都



同

指宿昭一



同

中井雅人



第1 はじめに

原告らは、訴状以降、木村草太氏による差別されない権利の侵害に関する2018年8月21日付意見書（甲160）、準備書面13(被差別部落出身者等の出自を暴露されることと名誉権侵害の成否)、準備書面15(プライバシー権に関する主張の補充)等で人格権侵害の主張立証を補充してきた。しかし、本件におけるこれらの人格権(差別されない権利、名誉権、プライバシー権)の侵害は、個々の原告ごとの「全国部落調査」や「解放同盟関係人物一覧」との関連性に応じて、いわば紋切型に生じるものではない。以下において述べるように、これら人格権侵害は、「全国部落調査」や「解放同盟関係人物一覧」等の公開（実行行為）自体から、平穏生活権を共通項にして重疊的に生じるものである。

部落地名が公然と紙媒体で出版又はインターネットなどで公表され、当該地域に住んでいる又は住んでいた特定の人々の戸籍又は住民票を辿る又は戸籍又は住民票と示し合わせることが可能になるということは、特定の人々が部落出身者・低い身分の者の子孫（エタ・ヒニン）という偏見を持たれ、（現在および将来において）これによりひとりの人格として平穏に生活する権利が侵害される。また、偏見を持たれることで、将来において不当な取り扱い又は不当な言動を受ける可能性があり、これによりひとりの人格として平穏に生活する権利を侵害されるということである。

特に原告らの過去の差別的取扱い等の経験に照らせば、これらの事実が流布されることは、当事者にとって、高度の蓋然性を伴う具体的なおそれ・不安であり、平穏に生活する権利が侵害されている。（現在および将来において）不当な取扱い、差別的言動を受けるおそれがある。

特に原告らの過去の差別的取扱い等の経験に照らせば、これらの事実が流布されることは、当事者にとって、高度の蓋然性を伴う具体的なおそれ・不安であり、平穏に生活する権利が侵害されている。

第2 人種差別撤廃条約

1 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」の規定

「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(日本国 1995年 12月 1日国会承認、同月 20日公布(条約第26号)、1996年1月 14日発効(平7外告674))。以下、「人種差別撤廃条約」という。)の規定は次のとおりである(訳:日本政府)。

第1条

第1項: この条約において、「人種差別」とは、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享乐し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう。

第2条

第1項: 締約国は、人種差別を非難し、また、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくとることを約束する。このため、
…(a)(b)(c)(e)省略…

(d) 各締約国は、すべての適当な方法(状況により必要とされるときは、立法を含む。)により、いかなる個人、集団又は団体による人種差別も禁止し、終了させる。

第2項: 締約国は、状況により正当とされる場合には、特定の人種の集団又はこれに属する個人に対し人権及び基本的自由の十分かつ平等な享有を保障するため、社会的、経済的、文化的その他の分野において、当該人種の集団又は個人の適切な発展及び保護を確保

するための特別かつ具体的な措置をとる。この措置は、いかなる場合においても、その目的が達成された後、その結果として、異なる人種の集団に対して不平等な又は別個の権利を維持することとなってはならない。

第4条

：締約国は、一人の人種の優越性若しくは一の皮膚の色若しくは種族的出身の人の集団の優越性の思想若しくは理論に基づくあらゆる宣伝及び団体又は人種的憎悪及び人種差別（形態のいかんを問わない。）を正当化し若しくは助長することを企てるあらゆる宣伝及び団体を非難し、また、このような差別のあらゆる扇動又は行為を根絶することを目的とする迅速かつ積極的な措置をとることを約束する。このため、締約国は、世界人権宣言に具現された原則及び次条に明示的に定める権利に十分な考慮を払って、特に次のことを行う。…(a)(b)省略…

(c) 国又は地方の公の当局又は機関が人種差別を助長し又は扇動することを認めないこと。

第6条

：締約国は、自国の管轄の下にあるすべての者に対し、権限のある自国の裁判所及び他の国家機関を通じて、この条約に反して人権及び基本的自由を侵害するあらゆる人種差別の行為に対する効果的な保護及び救済措置を確保し、並びにその差別の結果として被ったあらゆる損害に対し、公正かつ適正な賠償又は救済を当該裁判所に求める権利を確保する。

2 人種差別撤廃条約の「世系」の意義

上記のとおり人種差別撤廃条約第1条1項は、同条約が禁止する「人種差別」に「世系」に基づく差別を含め、また、同条約2条2項は、締結国が「当該人種の集団又は個人の適切な発展及び保護を確保するための特別かつ具

体的な措置」（すなわち、積極的差別是正措置）を取ることを求めてい

「世系」の解釈には争いがあるが、インドのカーストのような法上または事實上の身分階層上の地位に基づく差別も「世系」に基づく差別として同条約の適用対象になると解すべきである。同条約8条に基づき設置された人種差別撤廃委員会は、1996年、インド政府報告書の審議の際に、同国のかーストに基づく差別が同条約1条1項の「世系」に基づく差別に当たると明言し、2000年のネパール、2001年のバングラデシュの各報告審議の際にも同様の見解を示した。2001年の日本政府報告書の審議の際には、部落差別も「世系」(descent)に基づく差別であるとしている（甲363・人種差別の撤廃に関する委員会第58会期「人種差別の撤廃に関する委員会の総括所見」（外務省仮訳））。

また、人種差別撤廃委員会は、「一般的な性格を有する勧告29」（2002年）において、「『世系』に基づく差別がカーストおよびそれに類似する地位の世襲制度（systems of inherited status）等の、人権の平等な享有を妨げ、または害する社会階層化の形態に基づく集団の構成員に対する差別を含む」としている（「世系に基づく差別に関する一般的な性格を有する勧告29」（村上正直訳）・村上正直『入門・人種差別撤廃条約』解放出版社 2009,88～94頁）。その後も人種差別撤廃委員会は、「日本の第10回・第11回定期報告に関する総括所見」（2018年）において、「世系に関する一般的勧告29（2002年）第1条第1項に留意し」、「部落民に対する差別を世系に基づく差別であると認識すること」等を締約国（日本）に対して勧告している（甲364）。

さらに、村上正直は、次の三点からみて「世系」に関する委員会解釈は合理的だと述べる（村上正直『入門・人種差別撤廃条約』解放出版社 2009,18～19頁）。①条約が定める他の差別禁止事由によって表明されている条約の理念と合致する。すなわち、カースト差別や部落差別も、出生という、個人の努力によっては克服しえない事情に基づく差別である。②条約が定める差

別撤廃のための法的・政策的措置、特に、私的差別規制措置(第2条1項(d))や、社会的に脆弱な集団に対する積極的差別是正措置(第2条2項)、差別扇動の禁止措置(第4条(a))、効果的な救済措置(第6条)、積極的な啓発措置(第7条)などは、カースト差別や部落差別を解消するために有用である。③委員会解釈には特段の不都合はなく、「世系」という文言がカバーするのはカースト差別、部落差別およびその他のこれに類似する差別以外にはほとんど考えられないから、条約の適用対象を不当に拡大することにはつながらない。

よって、日本における部落差別は「世系」に基づく差別に該当し、同条約締結国である日本は、部落差別解消のための私的差別規制措置(第2条1項(d))、積極的差別是正措置(第2条2項)、差別扇動の禁止措置(第4条(a))、効果的な救済措置(第6条)、積極的な啓発措置(第7条)をとる義務を負っている。日本国は、憲法98条2項に基づき、同条約を誠実に遵守する義務を負っているから、同条約に基づき部落差別解消のための積極的差別是正措置等をとる憲法上の義務を負っている。

これを、被差別部落出身者の側から見れば、同条約及び憲法98条2項に基づき部落差別解消のための積極的差別是正措置等を受ける権利が保障されているものといえる。

3 部落差別解消推進は人種差別撤廃条約の義務履行のひとつ

2016年12月16日施行された部落差別解消推進法は、理念法ではあるものの、「現在もなお部落差別が存在する」ことを明文で認め、「相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進」を目的としている。

そうすると、部落差別解消推進は上記人種差別撤廃条約によって義務づけられている積極的差別是正措置等の履行のひとつだと評価できる。

したがって、部落差別解消推進法は、条約上ないし憲法上の権利の具体化だと見るべきである。

4 人種差別撤廃条約下での裁判所の判断

前述のとおり人種差別撤廃条約は、効果的な救済措置の確保等を義務づけている（第6条）。この点に関して、在特会等に対する街頭宣伝差止め等請求事件・京都地裁平成25年10月7日判決は次のように述べる。

「…このように、人種差別撤廃条約2条1項は、締結国に対し、人種差別を禁止し終了させる措置を求めておりし、人種差別撤廃条約6条は、締結国に対し、裁判所を通じて、人種差別に対する効果的な救済措置を確保するよう求めている。これらは、締結国に対し、国家として国際法上の義務を負わせるというにとどまらず、締結国の裁判所に対し、その名宛人として直接に義務を負わせる規定であると解される。」

のことから、わが国の裁判所は、人種差別撤廃条約上、法律を同条約の定めに適合するように解釈する責務を負うものというべきである。」

「…しかし、人種差別となる行為が無形損害（無形損害も具体的な損害である。）を発生させており、法709条に基づき、行為者に対し、被害者への損害賠償を命ずることができる場合には、わが国の裁判所は、人種差別撤廃条約上の責務に基づき、同条約の定めに適合するよう無形損害に対する賠償額の認定を行うべきものと解される。」

やや敷衍して説明すると、無形損害に対する賠償額は、行為の違法性の程度や被害の深刻さを考慮して、裁判所がその裁量によって定めるべきものであるが、人種差別行為による無形損害が発生した場合、人種差別撤廃条約2条1項及び6条により、加害者に対し支払を命ず

る賠償額は、人種差別行為に対する効果的な保護及び救済措置となる
ような額を定めなければならないと解されるのである。」

そうすると、被告らによる「全国部落調査」等の公開行為等は、人種差別撤廃条約が禁止する「人種差別」に該当するのであり、こうした条約上の権利侵害であることを考慮して慰謝料ないし無形損害は高額に算定されなければならない。

第3 被告らの行為はいわばヘイトスピーチであり人格権を侵害すること

1 平穏生活権

潮見佳男は「平穏生活権」について、「わが国で、人格権・プライバシーは、当初、私生活の平穏に着目して展開され、私生活にみだりに干渉されない権利—『1人にしてもらう権利』、『覗き見されない権利』として捉えられ、裁判例においても、たとえば、『私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利』というように定義された。これは、平穏生活権としての人格権・プライバシーの位置づけである。自己の私事・住居・肖像・思想等について不当な公表や侵入に服さない自由ということもできる。…このコンテクストでは、人格権・プライバシーとは、個人の私的生活空間（領域）や秘密とする事柄について、他者による干渉からの保護を求めることができる権利を意味する。私事をみだりに公開されないという保障は、個人の尊厳を保ち幸福の追求を保障するうえで、必要不可欠なものである。」（潮見佳男『不法行為法I [第2版]』信山社 2009年 196頁）と述べる。

本件に即して敷衍すれば、平穏生活権とは、ひとりの人間としてその属性を理由に差別や偏見に晒されることなく生きる権利である。潮見佳男も説明するように、原告が主張してきた3つの権利（名誉権・自己情報コントロール権・差別されない権利）の背景にあるのは平穏生活権である。

例えば、プライバシー侵害はそれ自体として人格権侵害であると共に、将

来の権利侵害を誘発・促進するものである。具体的には、侵害されたプライバシー（属性）が利用されて「婚姻・就職・入居」する権利が侵害される（差別される）ことがある（こうした事実については原告らが多数主張立証してきたところである。）。すなわち、ひとりの人間がその属性を理由に差別や偏見に晒されて生活することを強いられるのである。こうした状態が「差別」である。

そうすると、特定地域が被差別部落であることが羅列された「全国部落調査」や差別を煽る表現が含まれた「人物一覧」をインターネット等で公開することは、不特定多数の人々に対して部落に関して偏見・憎悪の意識を芽生えさせ又は再燃させることを促進しており、これ自体が形式的に名誉権・プライバシー権・差別されない権利を侵害することは論を俟たないが、これに加えて、被差別部落には歴史的・社会的に差別されてきた人々が集住してきたことを知りながら、意図的に「全国部落調査」等を広く知らしめることは差別行為以外の何物でもない。

平穏生活権という観点から本件をみると、被告らによる「全国部落調査」等の公開によってひとりの人間としてその属性を理由に差別や偏見に晒されることなく生きる権利が脅かされる人々は、原告らだけではなく、原告らの背後にいる裁判の原告になっていない日本全国の被差別部落出身者である。本件における権利侵害はこうした文脈で捉えられなければならない。

なお、平穏生活権について、在特会等に対する街頭宣伝差止め等請求事件・京都地裁平成25年10月7日判決も次のように述べる。

「自然人について、名誉や平穏な日常生活を送る利益が人格的利益として法的保護に値するのと同様、法人についても、名誉や平穏に日常業務を営む利益が法人の人格的利益として法的な保護に値する。法人は、自然人と同様、社会の中で、平穏に様々な日常業務を行い、財

を移転し、富を蓄え、社会的評価を形成する存在である。法人の業務や社会的評価も、自然人の人格的利益と同様の法的保護を受けるとなれば、健全な社会を維持することが不可能となる。」

また、同じく平穏生活権に関して、ヘイトデモ禁止仮処分命令申立事件・横浜地裁川崎支部平28年6月2日決定（判タ 1428 号 86 頁）も次のように述べる。

「何人も、生活の基盤としての住居において平穏に生活して人格を形成しつつ、自由に活動することによって、その品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から評価を獲得するのであり、これらの住居において平穏に生活する権利、自由に活動する権利、名誉、信用を保有する権利は、憲法13条に由来する人格権として、強く保護され、また、本邦に適法に居住する者に等しく保障されるものである。

そして、本件に関する在日韓国・朝鮮人など、本邦の域外にある國若しくは地域の出身である者またはその子孫であって適法に本邦に居住するもの（以下「本邦外出身者」という。）が、専ら本邦の域外にある國または地域の出身であることを理由として差別され、本邦の地域社会から排除されることのない権利は、本邦の地域社会内の生活の基盤である住居において平穏に生活し、人格を形成しつつ、自由に活動し、名誉、信用を獲得し、これを保持するのに必要となる基礎を成すものであり、上記の人格権を享有するための前提になるものとして、強く保護されるべきである。」

2 部落差別解消推進法とヘイトスピーチ解消推進法

部落差別解消推進法第1条は、「この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の

理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。」と規定する。同法は「全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり」と規定しているように、平穏生活権の具体化だといえる（原告準備書面4の第1の2参照）。

この同法第1条の「状況の変化」とは、インターネット上で被差別部落の所在地を特定し晒す行為（被告らの行為）が行われていること（原告準備書面4の第1の3、原告準備書面7の第1の4、原告準備書面14の3(3)参照）、近時ヘイトスピーチによる差別ないし差別煽動が横行しそれを抑止するため立法がなされてきたこと等である。（甲365）

ヘイトスピーチを抑止するための立法の一例として、2016年6月3日に施行された本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」）がある。同法第2条の定義規定は、「この法律において『本邦外出身者に対する不当な差別的言動』とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であつて適法に居住するものに対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。」と規定している。

部落差別解消推進法が解消を目指す「部落差別」には、被差別部落出身者に向けられた差別的言動が含まれることに疑いはない。上記ヘイトスピーチ解消法の存在（部落差別解消推進法が規定する「状況の変化」）を踏まえる

と、被差別部落出身者に向けられた差別的言動には、専ら被差別部落出身である者又はその子孫に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、被差別部落出身であることを理由として、被差別部落出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が含まれるといえる。

こうした部落差別解消推進法の施行を受け、法務省も「インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理について」の見解を改め、依名通知を出し、特定の地域が同和地区であると公開する行為は違法だと明言したのである（甲352）。

なお、憲法・民法などの研究者や弁護士等で構成されている大阪府差別解消に関する有識者会議では、被告らが行ってきた様々なインターネット上の同和地区摘示についてサイトブロッキング措置をとることができないか等検討されている。形式的な人格権侵害の有無という観点ではなく、部落差別解消推進法や依名通知（甲352）等を踏まえ、平穏生活権ないし生存権の観点からの検討がなされている。

また、ヘイトデモ禁止仮処分命令申立事件・横浜地裁川崎支部平28年6月2日決定（判タ1428号86頁）も次のように述べ、ヘイトスピーチ解消法による要保護性の高まり、同法第2条に該当する言動が平穏に生活する人格権侵害を構成すること等を指摘しており、本件においても参照されるべきである。

「殊に、我が国が批准する人権差別撤廃条約の前記の各規定及び憲法14条が人種などによる差別を禁止していること、さらに近年の社会情勢の必要に応じて差別的言動解消法が制定され、施行を迎えることに鑑みると、その保護は極めて重要であるというべきである。

…そこで、専ら本邦外出身者に対する差別的意識を助長しましたは誘発

する目的で、公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し、または本邦外出身者の名誉を毀損し、若しくは著しく侮辱するなどして、本邦の域外にある国または地域の出身であることを理由に本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する、差別的言動解消法 2 条に該当する差別的言動は、上記の住居において平穏に生活する人格権に対する違法な侵害行為に当たるものとして不法行為を構成すると解される。」

3 被告らの行為がいわばヘイトスピーチであること

(1) 特定地域を晒すことによる効果

被差別部落に関連して特定地域を専ら晒す行為に出る動機は、そこに差別されている人々が住んでいることを明らかにして、不特定多数の人々に対して次のような意識喚起をすることである。

特定地域を晒することで、この地域は注意すべき・怖い地域、つまり怖い人たちが住んでいるということを不特定多数の人々に知らせ、意識を喚起する。特定の地域に住んでいる集団・人々は、自分達とは異なる人たちという意識を喚起するのである。

このような特定地域を一つのウェブサイトで特集して掲載することは、被差別部落地域を不特定多数の人々に明らかにすることで、当該地域に居住する人々への偏見を植え付け、同時に、被差別部落に対する差別意識を新たに創り出し又は増長させる。すなわち、出自によって特徴づけられる特定の集団に対する悪質な差別煽動である。

(2) 特定地域を晒すことの真のメッセージ

先に示したように、被差別部落に関連して特定地域を専ら晒す行為はいわゆるヘイトスピーチに他ならない。在特会などによる特定の民族に対するヘイトスピーチと構造は同じである。

被差別部落に関連して特定地域を専ら晒す行為は、被差別部落民が住んでいる場所ないし被差別部落民を十把一絡げに評価することを意味する。土地ないし人に対する「十把一絡げ」の評価は、被差別部落民を個人として尊重・評価しないことを意味する。すなわち、被差別部落に関連して特定地域を専ら晒すことの真のメッセージは人間の尊厳の否定である。これは単なる名誉毀損・プライバシー侵害にとどまらない、「差別」であるが故に生起する問題である。

4 小括

被告らの行為はいわばヘイトスピーチ（人間の尊厳を否定する出自によって特徴づけられる特定の集団に対する悪質な差別煽動）であり、原告らの平穏生活権（ひとりの人間としてその属性を理由に差別や偏見に晒されることなく生きる権利）、名誉権・プライバシー権・差別されない権利等の人格権を侵害することは明らかである。

第4 結論

以上のとおり、人種差別撤廃条約、部落差別解消推進法、及び被告らの行為が有するヘイトスピーチとしての性格を考慮すると、被告らの行為が平穏生活権（ひとりの人間としてその属性を理由に差別や偏見に晒されることなく生きる権利）、名誉権・プライバシー権・差別されない権利等の人格権を侵害することは明らかである。

以上